

業 務 仕 様 書

1 業務の名称

アイヌ工芸品販売会「札幌アイヌアーティスト 2023」販売委託業務

2 目的

本業務は、札幌都心部においてアイヌ工芸品販売会を開催し、多くの市民や観光客がアイヌ文化の魅力に触れるきっかけをつくとともに、アイヌ文化の継承及びその担い手育成の観点からアイヌ工芸の振興を図ることを目的とする。

なお、本業務の実施に当たっては「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指すこととし、業務全体を通じてアイヌ民族の歴史や文化についての適切な情報発信に努めること。

3 業務の展開フレーム

委託者が選定したアイヌ工芸作家（以下「作家」という。）から商品を預かり販売するとともに、各種広報や在庫管理及び売上金の送金等、関係機関や作家との必要な調整を行うこと。

また、本業務は、作家と来場者が継続して繋がることを目的に、コンセプトとして「顔の見えるミュージアム・ショップ」を、事業名称として「札幌アイヌアーティスト」を設定し、ショップブランドの確立を目指しているため、業務の実施に当たっては、このブランド確立に向けた会場作り、広報活動を行うこと。

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月18日（月）まで

5 業務内容

(1) 広報・マーケティング業務

別紙1のとおり

(2) アイヌ工芸品販売委託業務（札幌駅前通地下広場会場）

別紙2のとおり

(3) アイヌ工芸品販売委託業務（札幌市アイヌ文化PRコーナー会場）

別紙3のとおり

※ 札幌駅前通地下広場会場においては、販売会と併せ、作家による実演・ワークショップ（委託者が別途発注）を実施予定であることから、十分に留意すること。

6 業務共通事項

(1) 留意事項

ア 受託者は上記5に掲げる業務の企画立案、設営及び撤去、進行管理等、企画・運営に係る一切の業務を行う。実施に当たっては、企画内容を委託者へ提案し、事前の了解を得ること。

なお、令和4年度に開催した「札幌アイヌアーティスト 2022」の実施内容を踏まえ、「札幌アイヌアーティスト」のブランド構築に努めるとともに、通行人の関心を惹きつけ、販売会場への来場を促すような、アイヌ文化の振興・情報発信にふさわしい工夫を行うこと。

イ 今回の販売会に参加する作家は14の個人・団体、取扱う商品は120～200品目に及ぶ可能性があることから、特に商品陳列方法（見せ方）や会場レイアウト等において工夫を行うこと。なお、各月の販売会において実際に取扱う商品数については、委託者と受託者において、協議の上決定する。

ウ 陳列できない商品（バックヤード管理）が発生する場合は、商品カタログ等を用意するとともに、販売会場や特設サイトで公表する等、来場者が取扱商品を把握できるよう努めること。

エ 業務全体を通じてアイヌ民族の歴史や文化についての適切な情報発信に努めること。また、情報発信の実施に当たっては、アイヌ伝統文化への深い知見を有する者の監修又は確認を受けること。

(2) 業務処理責任者

ア 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知すること。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

なお、変更の場合はその理由も通知すること。

イ 委託者は、業務処理責任者が委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができるものとする。

ウ 受託者は、前項の請求があった日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知すること。

(3) 業務処理計画書

受託者は、契約締結後速やかに、業務処理スケジュールを記載した業務処理計画書を委託者に提出すること。

(4) 書類の保存

委託業務に関する関係書類については、委託業務完了年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

7 業務報告

受託者は、本業務終了後、履行期間中に下記の書類を提出すること。

- (1) 完了届
紙媒体で1部
- (2) 実施報告書
電子媒体で1部（CD又はDVDに記録し納品すること。）

8 委託料の支払

支払は、上記7の提出書類により委託者が役務履行検査を終えた後に、一括して行う。

9 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 業務を誠実に履行するとともに、委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分に理解したうえで、効果的な事業実施に努めること。
- (3) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理するものとする。
- (4) 本業務の成果品であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利（著作権については、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は全て委託者に帰属し、委託者の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (5) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (6) 受託者は、成果物に使用する映像、音楽、写真、イラストその他資料、データ等について、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証すること。また、成果物に関し、第三者による権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、当該権利侵害の訴えその他の紛争が委託者の責に帰すべき事由に基づく場合はこの限りではない。
- (7) 委託業務の処理に伴い生じた物件があるときは、当該委託業務の完了後、その所有権は委託者に帰属するものとする。
- (8) 本業務の遂行に当たっては、作家や来場者の安全を十分に考慮し、受託者の責任において必要な安全対策を講じること。また、万が一事故等が発生した場合は、速やかに委託者へ報告の上、受託者の責任において関係者へ誠実に対応すること。
- (9) 本業務の遂行に当たり、関係法規、規則諸法令を遵守すること。

- (10) 本業務の履行に当たっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (11) 安全な実施に支障が生じた際は、内容の変更又は中止とする場合がある。なお、契約解除又は契約変更に係る取扱いについては、別途委託者と協議するものとする。
- (12) 総合的な業務履行計画及び進捗管理に関する業務以外は、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について事前に委託者の承諾を得ること。
- (13) その他、本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議により決定する。

10 問い合わせ先

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課

TEL：011-211-2277（札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階）